

特約事項（ペット可）

1. 鉄筋コンクリート、鉄骨、木造家屋等で気象条件及び住居の使用上に起因するダニ等の害虫及び結露、カビ等、飛来してくる蜂等の害虫類、爬虫類は当方では責任を負いかねますので各自で対処してください。駆除等を希望の方は業者を紹介します。
2. 戸建ての場合は敷地内の清掃、草取り、共同住宅の場合は玄関周り、階段付近の清掃、1階の入居者は庭の雑草等の草取りなど、美観を損なうことのないように努めること。
3. 家財保険は更改すること。
4. 契約日より1年未満の短期契約の場合は、違約金として家賃、駐車料の1.0ヶ月分を支払うものとする。

ペット特約

借主は下記の条件でペットを飼育することを承諾する

1. 飼育するペットが原因で近隣住民とのトラブル等が発生した場合、借主が責任をもって解決すること。
2. ペットの飼育に伴う臭気および排泄物の処理については、常に室内を清潔に維持すること。
3. 貸主及び管理者は、本特約に基づくペット飼育の条件が遵守されているかを判断するため、借主の同意を得て、かつ借主の立会いのもと、必要に応じて本物件を点検できるものとする。
4. ペットの飼育は犬に限り1頭とし小型犬のみ可（犬の種類、名前）
5. 狂犬病の予防接種は必ず受けること。

以上の条件に違反した場合は、契約解除になります。

念書

1. 私は、賃貸借契約に基づく家賃支払は翌月分を前月の28日までに、貸主の指定する方法で支払いますが、万一遅延する場合は管理者に連絡します。
2. 借主が家賃の支払いを1ヶ月以上遅滞し、かつその旨の連絡を怠ったときは、貸主及び管理者物件に催告書を貼付すること、および連帯保証人または身内等の関係者に連絡することについて、借主はあらかじめ異議なく承諾するものとします。
3. 家賃を2ヶ月滞納した場合は、賃貸人、管理者は賃借人に対し契約を解除することができる。又賃貸人、管理者が鍵の交換をし、裁判所による強制明け渡しに対し異議を申し立てません。室内の荷物に関しては荷物一式を裁判所が預かり、この場合に破損、汚損、紛失等が生じても賃貸人、管理者はその責任を負わないものとする。これらにかかる弁護士、裁判所等の費用、荷物等の運搬費用は賃借人、連帯保証人の負担とすることを承諾します。
4. 私は、連帯保証人としてその責務を履行し、不足分等につきましては連帯して責任を負うことを誓約します。

号

エステート春日 殿

賃借人

印

連帯保証人

実印